

「マンション学」掲載論文応募規則

1998. 12. 4 学術委員会決定

2010. 8. 3 一部改正

2019. 9. 13 一部改正

2022. 9. 6 一部改正

日本マンション学会では、会員の皆様からの論文投稿の機会を増やすために、「マンション学」を大会報告集と通常号として年複数回発行しています。掲載論文（研究論文、判例評釈、実務報告等）は、審査付部門、一般部門および指定部門の3部門からなり、大会報告集に掲載された論文は、いずれも口頭発表が義務づけられています。

つきましては、下記の要領で論文を募集いたしますので、会員の皆様の積極的な応募を期待します。

1. 論文の内容

- (1) テーマは、分譲集合住宅および建物の区分所有に関連する領域についての内容に限定する。なお、賃貸集合住宅のテーマについても含むものとする。
- (2) 論文の種類は、審査付部門、一般部門および指定部門の3部門とし、未発表論文を原則とする。ただし、既発表であっても、シンポジウムや大会等で梗概または資料として配布したものや大学紀要、研究所報告などで、著作権上の問題を生じないものについてはこの限りでない。

「審査付部門」の論文は、学術企画委員会（以下、「企画委員会」という。）が選任する査読者が査読基準に基づいて審査を行い、その結果に基づいて企画委員会が掲載の採否を決定する。条件付採用、再査読になった場合には、所定の期間内に採用条件を満たす修正がなされれば採択される。

「一般部門」の論文は、企画委員会が投稿論文を受理するか否かの判断を行い、論文が受理された場合には、企画委員会にて審査し、掲載の採否を決定する。なお、企画委員会は、採否の決定に際して、査読者を選任し審査を行わせることができる。また、発表に適さない表現等がある場合には、内容・字句等の修正を求めることができる。

「指定部門」の論文は、編集委員会が著作者、内容を指定して依頼するもので、本規則8による。

2. 著作者の研究倫理

- (1) 著作者は、論文の作成に際して、捏造、改ざん、盗用、剽窃などをしてはならない。
- (2) 著作者は、調査対象者に対して十分な説明と意思確認を行うことなくデータを収集してはならない。また、調査対象者の意思に反する方法でデータを公表してはならない。

- (3) 著者は、図表や写真（建物の外観も含む）などの掲載に際しては、他者の著作権や肖像権等を侵害してはならず、著作権者等の承諾を得なければならない。
- (4) 著者は、論文において、特定の人物や団体に対して誹謗・中傷してはならない。また、自己の業務やサービスなどを宣伝してはならない。

3. 執筆要領

本文は、横書きで、和文または欧文とする。論文の頁数は、論文種別によって下記のように制限される。ただし、編集委員会が論文内容を判断し、超過頁数を超えた論文を認めることがある。

論文種別	本文種別	基準頁	超過頁
審査付部門	和文	8 頁	6 頁
	英文	8 頁	6 頁
一般部門	和文	4 頁	3 頁
	英文	4 頁	3 頁

投稿論文は、「論文執筆要領」に従い、ワードファイルにて作成する。ただし、印刷段階では編集上レイアウトが変更になる場合がある。

4. 応募資格

応募資格者は、本会会員でなければならない。また連名者も会員でなければならない。ただし、指定部門の論文については、この限りでない。

5. 論文提出先

論文は、当学会事務局あてのメールに添付して提出する。

6. 論文提出締切

論文は、随時受け付ける。

7. 審査料、掲載料

論文応募者は、所定の査読料を支払わなければならない。また、掲載決定の際には頁数に応じた掲載料を支払わなければならない。なお、抜き刷りを希望する場合には、別途定める費用を必要とする。

論文種別	審査付論文	一般部門
査読料	8,000 円	なし

掲載料	基準頁以内	4,000 円	なし
	超過頁	2,000 円／頁	2,000 円／頁
合計（基準頁以内の場合）		12,000 円	なし

8. 指定部門の論文

マンション学に貢献する研究成果を上げている会員に対して、編集委員会が内容を指定して論文（研究論文、判例評釈、実務報告等）の投稿を依頼することがある。編集委員会から指名された会員の論文は、審査付部門（または一般部門）の論文に準ずるものとする。論文の頁数は、原則として「3. 執筆要領」に従わなければならない。超過頁数を超える場合には、編集委員会の許可を必要とする。なお、当該論文については、学術委員会が査読を行う。ただし、査読料と掲載料の支払いは要しない。

9. 大会報告集の分科会報告論文

大会報告集の分科会報告論文の基準頁は、分科会ごとに21頁以内とする。これを超過する場合には、分科会報告を行う当該研究委員会は、2,000 円／頁を支払わなければならない。

10. その他

掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属し、編集著作権は、本会に帰属する。なお、論文等の著作者は、当該論文等を自らの用途のために使用することができる。